

大阪府消費生活センター 12月の相談件数（速報値）

相談件数 623件（対前月比 2.8%増、対前年同月比 24.7%減）

全体 上位5件

順位	相談内容	相談件数
1位	デジタルコンテンツその他（※）	40件
2位	化粧品	29件
3位	健康食品	21件
3位	移動通信サービス	21件
5位	修理サービス	20件

（※）アダルトサイトと出会い系サイトを除くサイト、その他内容が特定できないサイト

- ・1位の「デジタルコンテンツその他」については、動画配信サービスに関する相談が10件、副業に関する相談（情報商材等）が8件、架空請求に関する相談が6件でした。
- ・2位の「化粧品」に関する相談は、「お試しだけのつもりで注文したが、複数回の購入が条件の定期購入になっており、事業者につながらず、解約できない」等の「定期購入」の相談が29件のうち23件でした。
- ・3位の「健康食品」についても「定期購入」の相談が21件のうち17件で、「定期購入」に関する相談は「化粧品」と合わせて40件と、依然として多くの相談が寄せられています。
- ・5位の「修理サービス」については、トイレ等の詰まりや水漏れの修理が4件、鍵の修理が4件でした。これらの相談は、「ネットで検索した業者に修理を依頼したところ、表示されていた金額に比べて予想以上に高額な料金を請求された」等の内容でした。

65歳以上 上位5件

順位	相談内容	相談件数
1位	健康食品	9件
2位	デジタルコンテンツその他	8件
2位	化粧品	8件
4位	修理サービス	6件
5位	工事・建築	4件
5位	移动通信サービス	4件
5位	鮮魚	4件
5位	アダルト情報サイト	4件

- ・5位の「鮮魚」に関する相談は、11月は0件でしたが、12月に4件と増加しました。うち2件は、「電話でカニの購入を勧められ、断ったが、送られてこないか心配」「電話でカニを送ると言われ、承諾してしまった」という魚介類等の電話勧誘販売に関する相談でした。

電話勧誘販売に関するアドバイス

- ・話の内容に嘘がある、連絡先を言わない、などの不審な点があれば、話を聞かずにきっぱりと断りましょう。
- ・業者からの電話勧誘により契約した場合は、クーリング・オフをすることができます。
- ・一方的に商品が届いた場合は、送り主の名称や所在地をメモしてから受取を拒否しましょう。もし、受け取ってしまった場合でも代金を支払う必要はありません。特定商取引法により、所定の期間(受け取った日から14日間、消費者が商品の引き取りを業者に請求した場合はその請求の日から7日間)は商品を保管する必要がありますが、その期間内に業者が商品を引き取らなければ、消費者が自由に処分してよいことになっています。

<詳しくはこちら>

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20201224_2.html

消費生活相談窓口

消費者ホットライン188番(局番なし)
府内市町村の消費生活相談窓口は[こちら](#)